

平成29年度長崎県介護保険審査会（全体会）結果

1. 日 時 平成29年6月1日（木曜日） 14：30～16：00
2. 場 所 長崎タクシー会館4階会議室
3. 出席者 別紙1「長崎県介護保険審査会委員名簿」のとおり
4. 議 題
 - (1) 議案審議
介護保険審査会合議体の構成について（案）
 - (2) 事務局報告
 - ・ 介護保険審査会の概要について
 - ・ 長崎県における介護保険不服審査請求の状況について
 - ・ 平成28年度の審査請求審理概要について
 - ・ 長崎県における高齢化及び介護保険の現状について
 - ・ 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画について
 - (3) 質疑応答・意見交換
5. 会議結果 別紙2「平成29年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録のとおり

長崎県介護保険審査会委員名簿

別紙 1

(任期：平成28年4月1日～平成31年3月31日迄)

区 分	委 員 名	出欠	職 名 等	
1.被保険者を代表する委員 (3人)	(せんば みきよ) 千馬 ミキヨ	出	公募	
	(いわむら てつお) 岩村 徹雄	出	公募	
	(にしやま ともこ) 西山 智子	欠	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長	
2.市町村を代表する委員 (3人)	(おのえ やすひろ) 尾上 泰啓	出	長崎市福祉部長	
	(いしばし なおこ) 石橋 直子	欠	諫早市健康福祉部長	
	(なかやま しょうじ) 中山 庄治	出	長与町健康保険部長	
3.公益を代表する委員 (18人) 6合議体	法曹関係者等(6人)			
	(おかだ ゆういちろう) 岡田 雄一郎	欠	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(きたづめ ひろあき) 北爪 宏明	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(おおにし としつぐ) 大西 敏嗣	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(いのうえ えり) 井上 恵梨	欠	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(ひぐち ゆきこ) 樋口 由紀子	欠	弁護士(長崎県弁護士会所属)	
	(いげや かずこ) 池谷 和子	出	長崎大学准教授(法律)	
	保健・医療関係者(6人)			
	(たかはら あきら) 高原 晶	出	長崎県医師会副会長	
	(あまもと しゅんた) 天本 俊太	出	長崎県医師会常任理事	
	(なかたに あきら) 中谷 晃	出	医師(長崎市医師会理事)	
	(かわぐち ゆきよし) 川口 幸義	出	医師(障害者支援施設 にじいる診療所所長)	
	(こばやし としこ) 小林 敏子	出	長崎県看護協会在宅支援事業部	
	(かわぐち あさこ) 河口 朝子	出	長崎県立大学教授	
	福祉関係者(6人)			
	(わたなべ ひさえ) 渡邊 久江	欠	長崎県民生委員児童委員協議会委員	
	(ふじわら けいいち) 藤原 敬一	出	長崎県社会福祉協議会専務理事	
	(わきの こうたろう) 脇野 幸太郎	出	長崎国際大学准教授(福祉)	
(やまだ さちこ) 山田 幸子	出	長崎純心大学教授(福祉)		
(いのうえ みよこ) 井上 美代子	欠	長崎短期大学准教授(福祉)		
(ひろた えつこ) 廣田 悦子	出	長崎ウエスレヤン大学教授(福祉)		

平成 29 年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録

日 時：平成 29 年 6 月 1 日（木）

14：30～16：00

場 所：長崎タクシー会館 4 階大会議室

1. 開 会

長寿社会課長挨拶

会議成立報告（事務局）

出席委員 17 名で委員総数 24 名の過半数に達しており、長崎県介護保険審査会運営規程（以下「運営規程」という。）第 4 条第 2 項により会議が成立することを報告。

なお、中山委員、石橋委員、岡田委員、井上恵梨委員、樋口委員、渡邊委員、井上美代子委員の 7 名が欠席。

新任委員の紹介

平成 29 年 4 月 1 日付けで就任した尾上委員、中山委員、脇野委員を紹介。

職員紹介（事務局）

2. 議 事

議事録署名委員の指名

運営規程第 2 1 条により、議長が小林委員、北爪委員の 2 名を指名。

事務局より

日程・議事の説明

議案審議

第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」（資料 1）

（事務局より議案説明。また、議案説明に先立ち、「介護保険審査会の概要」について説明。）

（議長）

ただいまの説明に関し、質問・ご意見等はありませんでしょうか。

それではご意見ないようでしたらお諮りします。

第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は承認いただいたものといたします。以上で議案の審議を終了します。

事務局報告

次に、事務局から報告を受けたいと思います。

次第に記載されております4項目について、一括して報告をお願いします。

<以下、4項目について事務局より報告。>

「長崎県における介護保険不服審査請求の状況について」 (資料2)

○「平成28年度の審査請求の審理概要について」 (資料2)

「長崎県における高齢化及び介護保険の現状について」 (資料2)

「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画について」 (資料2)

3. 意見交換

議 長： まず、事務局の報告のうち、介護保険審査会に関して、ご意見やご質問をお願いします。

委 員： 不服審査請求について、5ページに「平成28年度の審査請求の審理概要について」とあり、1番目は平成28年2月、2番目は平成29年1月となっておりますが、いずれも平成28年度の案件でしょうか。平成28年2月であれば、普通に考えれば平成27年度になると思いますが。

事務局： 1番目は受理の年度としては平成27年度ですが、年度をまたいで平成28年5月に取下げとなったため報告に加えています。従って、平成28年度の件数は2番の平成28年1月に受理した案件の1件となります。

委 員： では、3ページの「長崎県の介護保険不服審査請求の状況について」の平成28年度の取下げ件数1件はおかしいのではないのでしょうか。

事務局： 平成27年度の案件に係る取下げを計上してしまいました。誤りであり、平成28年度の取下げ件数は0件が正しいので、訂正させていただきたいと思います。

委 員： 5ページの1番の流れを確認させてください。処分庁の弁明は、2番と同じように処分庁に弁明要求をして回答があったのでしょうか。

事務局： そのとおりです。審査請求を受理しますと、まず、処分庁に副本を送付して弁明を要求します。1番の案件は、処分庁に対して弁明の要求をしている最中に、処分庁が行政処分の取消しを行い、すでに処分を取消したので争う理由がなくなった旨の弁明書を提出したものでありまして、それを審査請求人に伝えたところ、取下げとなったも

のです。

議長： 2番については、これから審査請求の審理をしていくことになると思います。2番についてはまだ処分庁がどう弁明するか分からないので別の機会に行うという理解でよろしいでしょうか。

事務局： そのとおりです。また、本日の全体会は、原則公開で行っているため、概要のみの資料としています。個別の審査請求の審理は非公開で行うこととなり、その際は詳細な資料をご覧いただいたうえでご審理いただきますので、よろしくをお願いします。

議長： 次に、「長崎県における高齢化及び介護保険の現状」について、ご意見やご質問をお願いします。

委員： 資料2の20ページの今後の介護人材の確保について、平成37年度には平成24年度に比べて1万3千人くらいが新たに必要という推計がなされていますが、県では、確保するために具体的にどのような方策、方針を持っているのかお尋ねします。

事務局： 3つの大きな柱があり、1つめは参入促進、2つめは離職防止を含めた資質の向上、3つめは労働条件や賃金などの処遇の改善、労働環境の改善であります。参入促進につきましては、小中高校での保護者も含めた意識啓発の取組、あるいは、介護職場に対する先生や指導者の理解促進を図る取組を行っています。また、修学資金の助成、特に今年度から国家試験に必要となった実務研修に対する補助につきましては高い需要があります。離職防止の点からも、介護福祉士の資格を持った職員は定着率が高いとの統計があり、資格取得は定着率を上げる一番の方策と考えています。最も難しいのが介護職場の処遇改善ですが、平成29年4月から処遇改善加算が約1万円程度加算されましたので、県では、新たに非常勤職員2名を配置して新しい加算制度の取得促進に向けた事業所訪問や普及啓発活動を進めることとしています。また、今年度、社会保険労務士会と委託契約して事業所に直接アドバイスを行うことを考えています。さらに、複数の事業所でグループを作り、その中で代替要員の確保を融通し合う人材バンクのような制度を作れないかと考えおり、昨年度、県内8圏域ごとに協議会を立上げて検討を始めておりまして、今年度、1圏域あたり200万円の補助金を作り、取組の加速化を図ることとしています。なかなか速効的にうまくいきませんが、長い目で見て確実に人材を確保するような取組を着実に進めていきたいと考えています。

委員： 親が子どもに介護を選ばせない現状も増えていると聞きます。こうしたところも改善しないと、資格の質の問題などだけでは難しいと思います。また、長崎県は他県に比べて介護職員の収入が低いところが見受けられます。

事務局：たとえば、医療や看護師のように使命感を強く持って子供の頃から目指し、それぞれのキャリアパスの中で自ら資質を向上させるところがありますが、それに比べると介護の仕事に対する価値観が、親を含めた地域の中で十分ではないように感じています。今年度、長崎型の人材育成プランを作りたいと考えており、教育と福祉が連携して、子供の時からどのように育てていけばいいか検討したいと考えており、たとえば、小中学生に認知症サポーター養成講座を受けたうえで施設訪問をしてもらうような取組を考えているところです。

委員：県内には4つの大学に福祉系の学部があります。実際に福祉を選んで大学に来ている学生は、子供の時から親の背中や関わる人を見て、意識を持って来ています。大学や大学院ではすごくいい研究を行っていますので、県などでもぜひ広報に協力してほしいと思います。

委員：介護職場の生産性をどう向上させるかも課題だと思います。最近になってロボットや移送支援など新しい機械化の要素が出てきていますが、県として補助制度などはあるのでしょうか。

事務局：現在直接的な補助制度はありません。昨年度、国が事業を始めたところですが、国の事業を利用して導入した状況の実証がまだ十分できていませんので、まずはそこを検証したうえで、必要であれば県としても対策を行っていきたいと考えています。

議長：資料では県の分析状況だけが記載され、その後どう対策するかが記載されていませんが、質問をすれば、答えがたくさん出てくるようです。次の機会に同様の資料を作るのであれば、分析に対する県の考えや対策についても記載してもらえると分かりやすいので、ぜひお願いしたいと思います。

議長：次に「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」について、ご意見、ご質問をお願いします。

委員：介護予防に関して、県は具体的にどのように考えているのでしょうか。

事務局：基本的に介護予防は市町が中心となりますが、県としても、たとえば、「住民主体の通いの場」といったものを自治会、NPO、ボランティアなどを中心に取り組むことが重要と考えており、先進的な取組を他の市町に展開するためのアドバイザーの派遣を行っているところです。また、県内全市町に地域ケア会議が設置されていますが、活性化が課題となっており、今年度、地域ケア会議に対するアドバイスに力を入れたいと考えております。

委員： 地域包括ケアシステムについて県民の理解が進んでいないように思いますが、広報などの進め方を教えていただきたい。また、22ページに、長崎県地域医療構想により2025年に療養病棟から6500人を在宅や介護施設などに移行するとありますが、移行先としては在宅を中心に考えているのでしょうか。施設であればどのような施設が中心なのでしょうか。

事務局： 1点目の広報につきまして、昨年度は県の広報誌で介護保険や医療計画について掲載しました。県の広報誌や広報番組などの媒体を利用し、また、市町の広報媒体もお願いしながら広報する必要があると考えています。2点目の在宅医療につきまして、今手元に具体的な数字を持ち合わせていませんが、今後重要となるのは、地域密着型サービスの中でさまざまなサービスを組み合わせる支援していくという新しい類型であり、今後各地域で整備を進めていきたいと考えています。ここでも人材の課題がありますので、第七期の計画を作るにあたり、事業所や市町などと意見交換してまいりたいと考えています。

委員： 資料の第五期計画の部分で認知症の支援策の充実と記載されていますが、具体的な取組について教えてください。

事務局： 認知症の支援につきましては、医療、介護、地域という3つの側面から支援体制を整える必要があります。医療につきましては、各市町に初期集中支援チームを設置して具体的に動ける仕組みの構築に取り組みたいと考えております。また、認知症疾患医療センターにつきまして、基幹型のセンターとして長崎大学医学部があり、県内8圏域のうち本土の4圏域にはそれぞれ認知症疾患医療センターが指定されており、また、本年4月に対馬と上五島で指定を行ったところです。今後、壱岐と五島でも指定に向けて取り組みたいと考えています。介護につきましては、事業所の職員の研修の体系的な実施に取り組んでいるところです。地域につきましては、各地域包括支援センターに認知症支援推進員を配置し、これを窓口としたネットワーク作りに取り組みたいと考えております。

議長： 事務局報告に対するご意見やご質問は以上とし、それ以外について、ご意見などをお願いいたします。

委員： 介護現場において人手が不足する問題と同時に、介護される側に感謝する気持ちが足りないことで介護現場の職員が疲れているという問題もあるのではないのでしょうか。また、たとえば、両親を離島に残し子供は仕事を求めて長崎市に出てきて、両親が元気なうちは離島で生活できるが、どちらかが病気になるか亡くなるかすると、離島では暮らせず、子供を頼って長崎市に移ってくるが、結局はコミュニティがなく寂しい

思いをして認知症が始まるといった状況があります。こうした人の動きを見ながら医療対策や介護対策をやっていく必要もあると思っています。

委員： 計画策定の中で、住民力の視点か、住民力を引き出す仕掛けを入れてもらいたいと思います。

事務局： 地域包括ケアシステムの中に生活支援や介護予防という項目がありますが、これはまさに自助、互助といった住民の力を生かして進める必要があるところです。ご指摘も踏まえ、計画策定の中でどのように織り込むか検討したいと思います。

議長： それでは、他にご意見等も無いようですので、審査会はこれで終了とします。進行を事務局へお返しします。

事務局： 高原会長ありがとうございました。

以上をもちまして、長崎県介護保険審査会全体会を終了します。

4 . 閉会 (1 6 : 0 0)